

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月8日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第26号の上程、説明	6
議案第27号の上程、説明	8
議案第28号の上程、説明	8
議案第29号の上程、説明	10
議案第30号の上程、説明	10
報告第3号の上程、報告	11
報告第4号の上程、報告	11
散会の宣告	11

第 2 号 (6月11日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
一般質問	15
前 田 孝 議員	15
安 里 重 和 議員	17
大 城 佐 一 議員	20

吉 浜 覚 議員	23
散会の宣告	31

第 3 号 (6月12日)

開議、散会の日時	33
出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	33
事務局出席者	33
議事日程	34
開議の宣告	35
議案第26号の質疑、委員会付託	35
議案第27号の質疑、委員会付託	35
議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	35
議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	40
議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	40
諸般の報告	41
散会の宣告	41

第 4 号 (6月13日)

開議、閉会の日時	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	43
事務局出席者	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議案第26号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	45
議案第27号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	46
議案第28号～議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	47
陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	49
意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	51
閉会の宣告	52
署名議員	53

平成30年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年6月8日
会期6日間
閉会 平成30年6月13日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月8日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告（散会後に世界自然遺産調査特別委員会）
6月9日	土	休 会		
6月10日	日	休 会		
6月11日	月	本会議	午前10時	一般質問
6月12日	火	本会議	午前10時	議案第26号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第27号質疑、総務常任委員会付託 議案第28号～第30号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第26号経済建設常任委員会（説明～採決）
		委員会	午後2時30分	議案第27号総務常任委員会（説明～採決） 陳情第1号総務常任委員会（検討～採決）
6月13日	水	委員会	午前10時	議案第28号～第30号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午後3時	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見書等の処理（閉会）

会期日数 6日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成30年5月18日	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	総務常任委員会

平成30年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成30年6月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成30年6月8日 午前10時00分)

散 会 (平成30年6月8日 午前10時26分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第26号	平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について	提案説明
6	議案 第27号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第28号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明
8	議案 第29号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
9	議案 第30号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
10	報告 第3号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
11	報告 第4号	大宜味村民憲章制定の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから平成30年第5回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 安里重和議員及び8番 吉浜 覚議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの6日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月13日までの6日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定によって、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
平成30年第5回定例会に当たり、3月定例会以降の行政報告を行います。

3月1日、北部農林高校、9日、大宜味中学校、19日、小学校、24日、名桜大学の卒業式に出席し激励をしてまいりました。

また17日には、福井沖繩担当大臣との懇談会がございました。

4月1日、沖縄大学、4日には名桜大学の入学式に出席をいたしました。

4月6日、春の交通安全運動村民大会、車両パレードを行っています。

4月9日、中学校の入学式、10日、小学校の入学式に出席し激励をしてまいりました。

4月15日、第40回塩屋湾トリムマラソンが行われ、時折雨の降るコンディションとなりましたが、938名の申し込みがありました。

4月20日、児童福祉週間にあわせて行われた鯉のぼり掲揚式に出席をいたしました。

4月22日、国際通りレッドカーペットに青年会とともに応援団として参加をしてまいりました。

4月28日、インドネシア、5月8日、台湾・香港、5月16日、一日民生委員として委嘱を受け、田嘉里区2件のお宅を訪問し激励してまいりました。

5月22日から24日まで全国森林環境税創設促進連盟理事会及び総会、ダム発電関係市町村全国協議会、全国治水砂防協会総会が開催され出席をいたしました。

また5月26日には蟹江町観光文化センター竣工式に出席をし、大宜味村のピーアールを行ってまいりました。

5月30日に住民総合参加型スポーツイベントであるチャレンジデーを開催いたしました。1,314人の参加がありましたが、2年連続の勝利とはなりませんでした。

6月6日には名護警察署防犯協会、交通安全協会連名の表彰があり、大宜味村からは防犯協会は友寄景善氏、交通安全の表彰では塩屋区区長の知念章さんが受賞をして、祝賀会まで行ってまいりました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照ください。

平成29年度発注いたしました公共工事の入札結果を報告書として提出しております。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第26号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について

平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に準じ、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 当初契約金額 金4,590万円
変更契約金額 金581万400円

合計契約金額 金5,171万400円

4 契約の相手

住 所 大宜味村字屋古264番地の3
商 号 株式会社 沖縄緑建
氏 名 代表取締役 具志堅和樹

平成30年6月8日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成30年1月5日に締結した本件については、当初契約時は議会の議決を要する金額ではなかったが、変更後、大宜味村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条で規定する予定価格5,000万円以上の工事に準じ、この案を提出する。

内容につきましては、建設環境課長のほうから説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新城 寛） 議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約についての補足説明を行います。

今回の変更契約は2回目の変更契約になっております。第1回目の契約については工期の変更で、「平成30年1月9日から平成30年3月30日まで」を「平成30年1月9日から平成30年6月29日」へ変更したものです。資料を添付しておりますお目通しのほうをよろしく申し上げます。

議案説明書、10ページをお開きください。それでは今回の案件について説明いたします。

本工事は、フガミ橋の老朽化に伴い、平成30年1月5日付、4,590万円で契約をした補修工事についての増額変更契約案件であります。数量増減により、変更契約額が5,171万400円となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に準じ、議会の議決を求めるものであります。

今回、主な増額要素は3点ございます。増額要素1点目は、補修工の鋼桁塗装塗りかえ工の施工変更でございます。当初予定では橋梁の塗りかえ塗装をスプレーで行う予定でしたが、突風により塗料が飛散し環境に悪影響を及ぼすおそれがあることと判断したため、刷毛塗り、ローラー塗りの変更を行ったものです。

増額要素2点目は、補修工の橋梁主桁下フランジ端部R加工処理の追加でございます。R加工が行われていない橋梁の主桁下フランジ端部は、塗装を行っても薄膜仕上げとなり早期発生につながることから、公共の塗装、長寿命化を図る上でも必要と判断し追加変更を行った。

増額要素3点目は、沖縄県の厳しい腐食環境条件を考慮するため下フランジ及び腹板立ち上げ10センチを弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料の下塗り回数を1回ふやし厚膜することで、より厳しい腐食環境においても耐久性を確保すると判断し追加変更を行っております。以上が主な3点の増額要素となっております。

なお、資料等を添付してございます。御確認ください。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

災害等により国民健康保険税の納付が困難な方のために、国民健康保険税の減免に関し、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出します。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

- 議長（平良嗣男） 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長。

（佐久川紀亮住民福祉課長兼子ども子育て支援室長 登壇）

- 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長（佐久川紀亮） それでは議案第27号について、補足して説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税条例第23条の2の次に23条の3を追加し、減免に関する条文を追加する改正となっております。減免の対象等については規則で定めています。

附則としまして交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用となっております。

なお、説明資料については、新旧対照表及び施行規則を添付していますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で説明したいと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第28号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,143万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,069万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

以上、内容につきましては副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、9,143万5,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページ、お開きください。

1 款村税365万7,000円の増額ですが、主なものとして、固定資産税によるものです。

14 款県支出金2,962万9,000円の増額ですが、主なものとして、沖縄振興特別推進交付金のものです。

15 款財産収入241万9,000円の増額です。土地貸付料によるものです。

17 款繰入金971万1,000円の増額ですが、財産形成基金取り崩し、中山間ふるさと農村活性化基金取り崩しによるものです。

18 款繰越金4,000万円を増額しております。

20 款村債560万円の増額ですが、ふるさと河川環境再生活用整備事業によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。2ページお開きください。

各款において、人事異動等に伴う職員構成の変動等により増減が生じていますが、それは割愛させていただきます。

2 款総務費543万4,000円の増額ですが、主なものとして、総務管理費の低炭素社会構築事業によるものです。

6 款農林水産業費419万2,000円の増額ですが、主なものとして、シークワサー加工施設修繕によるものです。

7 款商工費777万円の増額ですが、主なものとして、企業立地奨励金、地域イベント事業補助金によるものです。

8 款土木費2,960万2,000円の増額ですが、主なものとして、河川総務費のふるさと河川環境再生活用整備事業によるものです。

予算書、次のページをお願いします。

13 款諸支出金2,326万2,000円の増額ですが、基金費の積立金によるものです。

14 款予備費1,336万8,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

4 ページに地方債の補正を記載しております。限度額4億4,430万円から560万円の増額となっております。

なお、詳細については、委員会で説明させます。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億515万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で保険給付費等交付金が60万9,000円の増額、歳出で国保システム改修委託料60万9,000円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第30号 平成29年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第30号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,707万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰入金82万3,000円の減額、歳出では人事異動に伴う1款簡易水道総務費の給料等82万3,000円の減額による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第10 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

平成29年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第4号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第11 報告第4号 大宜味村民憲章制定の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第4号 大宜味村民憲章制定の報告について

大宜味村民憲章を制定したので、別紙のとおり報告する。

平成30年6月8日提出

大宜味村長 宮城功光

別表としては、憲章を次のように定めている文書を、別表を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時26分）

平成30年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成30年6月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年6月11日 午前10時00分)

散 会 (平成30年6月11日 午前11時34分)

2. 出席議員 (8名)

1番議員 大 城 佐 一

3番議員 仲井間 宗 利

4番議員 金 城 勇

6番議員 前 田 孝

7番議員 安 里 重 和

8番議員 吉 浜 覚

9番議員 東 武 久

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼 子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 前田 孝 議員

- 議長（平良嗣男） 村営住宅の謝名城地域への建設について。6番 前田 孝議員。
○ 6番（前田 孝） おはようございます。それでは村営住宅の謝名城地域への建設についてお伺いをいたします。

本村の村営団地は、若者の村内定着を促進し過疎対策に資するため、昭和56年度の宮城団地建設からこれまで11団地162戸が建設され、所期の目的に大いに寄与されておりますが、若者にとっては村内での宅地の確保には厳しい現状であります。

謝名城区においては、児童生徒が10人にも満たない状況であり、伝統文化である豊年踊りの継承への危機感や高齢化率の上昇により区の字費と財政事情にも苦慮しております。

そのような中で、謝名城区では村営住宅の建設を熱望しておりますが、その対応策についてお聞かせください。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） おはようございます。前田議員の質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、公営住宅は公営住宅法に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設し、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸する住宅で、本村では昭和56年度から平成22年度にかけて11団地、約162戸の団地を建設しております。

この事業の実績においては、近隣市町村に比較すると平成29年度データによりますと、国頭村で9団地68戸、東村で15団地86戸、今帰仁村で11団地100戸、本部町で14団地170戸となっており、沖縄本島北部内で比較を行っても、総世帯数に対しての団地戸数の割合が10%となっており上位に当たります。

また、昭和時代に建設した団地においては、今後リフォーム、もしくは建てかえの時期になることから維持管理コストが大幅にかかってくるため、財政負担の面から考えるとこれ以上の建設には慎重にならなければいけないと考えております。そのような中で、民間活力によるアパート建設について推進してきたところであります。

団地建設のない集落においては、児童生徒を含め人口確保は顕著な課題と認識しております。人口確保及び人口増を目指すことは村全体の懸案事項でもあることから、今後においては、さきに述べさせていただきました財政負担への影響などを考慮し、抜本的な解決に向け検討していきたいと思っております。

- 議長（平良嗣男） 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 村長の今の答弁は、まさに第5次総合計画に掲載されている文言と過疎計画に掲載されている文言、そのとおりで答弁なされていると思います。村営団地があるところとないところでは、高齢化率が非常に違うんです。それは皆さんも御存じだと思います。謝名城の場合は押川、田港に次いで高齢化率が41.7%で3番目なんです。ちなみに申し上げますと、人口も160名を割っておりまして、世帯数も80世帯台なんです。それで過疎計画等を見ますと、この過疎計画の中では新築等については触れられていないわけですが、現在、11団地で162戸ができたということであれば、これで住民ニーズに対しては充足しているというお考えになっているのでしょうか。まずその辺をお伺いしておきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) 今のような課題はほかの区からも要請等がありました。今現実、もしほかの団地であいた場合でも、そこに入居できる状況というのはほとんどが高齢者のひとり暮らしとか、そういうものが入ってくるような現状になっております。それで団地のないところでもそのあたりは要望があるんですが、この状況も踏まえて、今後いろんな策を設けていきたいと思います。まず、さっき村長からあったように、今団地がない集落においてもほかの方法があるんじゃないかということも含めて、空き家対策、あるいは集合住宅のような大きな団地ではなくても、ちょっとした二、三戸の住宅とか、そういうものがないかということも含めて検討していきたいと思っております。ただ、先ほど説明したとおり、大宜味村の団地の数からしても本当に目いっぱいなのかということも含めて、総合的に判断して今後検討していきたいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 前田議員がおっしゃるのも当然理解しております。正直言いまして、以前にも根路銘区のほうからもそういう要請がありまして、できるだけ平成28年度から始めました空き家、空き地対策の中で優先的にそこに住宅の誘致、あるいは若い人たちの誘致を進めていきたいという気持ちで進めているんですけども、なかなか空き家対策の中でも、昨年も2件しかできていないという状況で、今後もう少し力を入れてこういう地域の文化を継承する中ではどうしても子供たちが必要になってくるわけですから、その辺について進めていきたいというのと。

ただ、集合住宅の建設について、今、過疎債とかいろんな計画の中でやってきた、この数が満たされているかということに対しては、やはりもう少し検討する必要があるのかなということと、集合住宅ではなくて、一戸建てあるいは二戸建ての住宅の建設が今後可能ではないかということと、過疎計画の見直しとかそういうものを考えて進めていけたらということと、あるいは民間企業のほうに地域に対する住宅の建設をぜひ促進していきたいという思いをしているところです。私も今、一戸建てを建設するとどうしても1,000万円から2,000万円かかる住宅であるものですから、これを低価格でできるような仕組みづくりができないかということで、今、ある事業所とその話をして、低価格で空き地を活用して、住居をつくって、そこに若い人たちが住めるような仕組みづくりをしたいということを考えておりまして、その辺について、ぜひ積極的に推進していきたいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 集合住宅で難しいならば一戸住宅、小規模的なものでも検討していきたいという受け取りをしますけれども、皆さんも御存じだと思いますが、従来の村営住宅建設については、村が敷地を模索して、それでやってきていたんですが、その後は地域から土地の提供なり、そういうことが

あれば建設を積極的に進めていきたいと思いますという方針であったわけです。それで今度の過疎計画等を見ますと、新規の村営住宅については何も触れられていなくて改修等のものがほとんど。それで空き家対策ということですが、実際、空き家対策の中でやろうとしてもなかなか進まないんです。謝名城でも1件は私も調整して担当課とやっておりますけれども、位牌があつたりとかということでもなかなか、貸し手が渋っているような状況でもありますし、そういう中でそのお話をするのは謝名城地域では土地の提供はやっていいと、地権者からお話が来たんです。それで私これを質問しているわけです。少なくとも400から500坪ぐらいあります、その土地は。場所的には旧喜如嘉小学校の近くで、今度、農道整備計画が入っている地域なんです。ですから地権者からそういう提供があった場合には、やっぱり過疎計画等をもう一度検討して、見直して、皆さんがおっしゃっている小規模の一戸建て等のものが可能であれば、そういう手続も含めて、前向きに検討していただきたいと思うんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。その地域から、やはり若い人たちがどうしても必要だということで、住宅の誘致も、土地も提供したいという話があるということは大変うれしいことでもあります。ぜひ、この土地が有効に使えるように、この住宅建設ができるかどうかということからしっかりと県と調整しながら、小規模、二世帯住宅を何軒かつくるということも検討する必要があるのかなと思ったりもしておりますので、その辺、前向きに進めていきたいと思えます。担当課長何か、この件についてちょっと…。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 村長もお答えしたように、県のほうの住宅プランの中で基本的に考えていって、事業をおこすのに2年から3年ぐらいかかるかと思えます。そこら辺を検討しながらやっていきたいと。先ほど議員がおっしゃった、以前に住宅担当から調査アンケートみたいなものを作って、先ほどの場所とは違うかもしれませんが、旧喜如嘉小学校隣接地というのは、我々もちょっと把握している部分がありました。この辺については、また地域と連携をとりながら計画ができるのか確認させてください。

○ 議長（平良嗣男） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次にふるさと納税の運用について。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは、ふるさと納税の運用についてお伺いしていきたいと思えます。

我が大宜味村へ応援寄附ふるさと納税をなされた皆様に、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

ふるさと納税は、申込者が①産業の振興に関する事業、②保健・福祉の充実に関する事業、③教育・歴史文化の振興に関する事業、④生活環境に関する事業、⑤その他大宜味村を元気にする為必要な事業の項目から寄附者がお金の使い道を選ぶことができます。

そこでふるさと納税寄附金額及び運用状況について質問いたします。

1 点目として、平成29年度の申込件数と総額は幾らか。

2 点目、運用状況を具体的に説明願います。

3点目、返礼品や委託費等の経費を除くと村には何パーセント程度残るかお伺いいたします。お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 安里議員の質問にお答えいたします。

平成26年度より、ふるさと納税の返礼品を始めたところですが、おかげさまで年々寄附額も増加しており、平成29年度実績においては、申込件数が9,082件、寄附額が1億8,458万5,077円の寄附がありました。

なお、平成29年度中に1月から12月分の寄附額を当該年度で基金へ積み立てし、翌年度の予算において寄附者からあらかじめ指定のあった使途、①産業の振興に関する事業、②保健・福祉の充実にに関する事業、③教育・歴史文化の振興に関する事業、④生活環境に関する事業、⑤その他大宜味村を元気にする為必要な事業の5つの項目に沿う事業に対して充当しております。3月定例議会の予算説明資料に細かい充当一覧を添付したところがございます。3月議会に、このように詳細を書いた資料を皆さんに提起して説明をしたところであります。

3点目の質問ですが、年によっては若干のばらつきがありますが、返礼品、委託費等の経費を除くと、村には約45%ほど残ります。以上、お答えします。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） どうも答弁ありがとうございました。

私も同じ資料を手元に持っているんですが、なぜそれを聞きたかったかという、村民に知らせるために私質問をしたわけです。具体的に、細かい内容を村長から聞きたいという声があったものですから、私確認のためにきょうはお聞きしました。結構、ふるさと納税はうまく活用されていると思いますが、昨今、村内では地域の皆様が主体となって高齢者の閉じこもり防止、孤立防止、介護予防のための高齢者が集う場や高齢者だけでなく、子供たちを交えた世代間交流の場など、気軽に集える場所としてなかゆくい事業が各地で行われています。ただし、この事業を行うためには資金が必要です。これまで村からの助成金は実質1円もなかったことだと思います。今までの助成金は全て沖縄県介護広域連合からの予算です。今年度の予算は、沖縄県介護保険広域連合から100%の助成金180万円です。ことしは1グループ当たり均一に約15万円です。各地域でいろんなものを持ち寄り、また、提供しながら支え合って、ボランティア活動として頑張っています。

なかゆくい事業の昨年度を例にしますと、参加人数、田嘉里634人、謝名城485人、喜如嘉1,043人、塩屋90人、大保527人、白浜215人、津波845人、合計3,839人、昨年度の助成金は100万円でした。参加人数1人当たり年間約240円、月当たりになりますと約21円です。今年度は180万円ですので、昨年度並みの参加人数で計算しますと、年間1人当たり468円です。月当たりになりますと39円です。今後、参加人数がふえてくることが予想されます。

大宜味村を元気にするために沖縄県介護保険広域連合と同等の助成金をふるさと納税結い基金より充当することはできないのでしょうか。そうすることによって、大宜味村を元気にするため必要な事業の項目にかなったふるさと納税になるのではないかと考えています。いかがでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 資料もお持ちのようですから、一番わかりやすいかなと思うんですけども、

現在、保健・福祉の充実に関する予算に762万5,000円、そしてその他元気にするもので1,742万8,000円という形で予算計上をしておりますが、その中では老人福祉や予防費、母子保健衛生費等に保健・福祉のほうは予算計上をしているところであります。今、居場所づくりといたしましうか、各公民館で行われているものに対して、実際には100万円の国、県からのそういう予算で100万円を賄っているということであります。ふるさと納税からの予算計上もどうかということでありますので、その辺については、財政の面で、今後そういう意見もあるということを理解して、ぜひ対応は考えていきたいと、前向きに考えていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 村長どうもありがとうございます。この基金管理状況の平成30年度末残高を見ますと、9,800万円余りあります。その中からぜひとも運用できるようにお願いしたいと思ひます。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上でふるさと納税の運用についての質問を終わります。

次にパークゴルフ場建設について。7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） それでは、パークゴルフ場建設についてお伺いしていきたいと思ひます。

大宜味村老人クラブ連合会より提出されました、パークゴルフ場の早期実現に関する請願書が平成28年第5回定例会6月9日に、大宜味村議会全会一致をもって採択されて丸2年が過ぎました。私はその当時の紹介議員です。請願書が採択された後、平成29年第3回大宜味村議会定例会において質問を行い、私がこの件に対しての質問は、今回で2回目です。

前回質問したときに、村長はパークゴルフ場の具体的な計画につきましては、今年度進めておりませんが、平成29年度結の浜公園スポーツ拠点整備の見直しやその他の土地利用とあわせて整備の是非について、各種団体との意見交換をしながら検討を行っていく予定となっておりますとの答弁でしたが、下記の点について質問いたします。

1点目、各種団体との意見交換を実施したのか。実施したならば検討内容と進捗状況の報告をお願いいたします。

2点目、結の浜スポーツの拠点とはどのようなスポーツを主として考えているのか、お願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1点目の各種団体等との意見交換につきましては、平成29年度計画見直し等も含めた調査委託も予算化しておりましたが、やんばるの森ビジターセンター整備事業、北部連携促進事業採択事務の調整を重点に進めるということで、平成29年12月の第5回定例会において、補正予算の減額とし調整は見送らせていただきました。その経緯につきましては、そのときの予算特別委員会において担当より説明させていただきました。また、毎年老人会のパークゴルフ愛好会のほうからも要請を受けておりますけれども、なかなか実施するに至っていないというのは大変申しわけないと思っております。

2点目につきましては、平成24年度に策定されております結の浜公園スポーツ拠点整備計画においては、生涯スポーツとスポーツ交流拠点の両立を図れる施設として、屋内施設、体育館では大宜味村の活動実績の高いバスケットを中心としたもの、グラウンド、多目的芝生広場においては、軟式野球やサッ

カーなどもできるような広場となっており、ほかにはテニスコート、トレーニング室の計画となっております。その件については、これから十分検討していく必要がありますので、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に大工又地区の農道管理と農業用水について。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 大工又地区の農道管理と農業用水について。

大工又農道の亀裂問題については、再三指摘をしてきたが、何の改善策もなく現在に至っている状況であるが、その亀裂自体には問題がないのか、対策を立ててきたか、また農業用水の給水施設の設置については、農家の皆さんには大変うれしいことだと思いますが、農家の利便性、安全確保の観点から大工又入り口の国道よりまでの延長はできないのかお伺いをいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 大城佐一議員の質問にお答えします。

農道大工又線については以前より指摘を受けていましたが、看板等の設置がおそくなってしまい申しわけなく思っているところであります。

定期的に草刈り及び排水路の詰まり等を注意して管理している状況です。亀裂の状況については、亀裂とでこぼこが幾分大きくなっている状況です。対策については、草刈りと排水路の詰まりがないよう定期的に管理しています。

今後の対策については、大雨が予想される場合の排水路の確認と台風、大雨後の観察を十分行います。また、亀裂部分へのコンクリート注入及びでこぼこの修正を早急に行います。

農業用水の給水施設につきましては、以前より大工又入り口へ移設できないかと検討をしてきましたが実現できていません。それは大変予算がかかる状況にありますので、今のところ実現していません。

現在、ダチガーの水を活用し、安全な場所で給水できないか検討しているところであります。できるだけ農家の皆さんと協議をしながら、旧パイン工場が使っておりました100ミリの送水管が通っておりますので、これを活用して取水口を設置する方向で進めていきたいと考えているところであります。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この亀裂問題については、平成22年の12月の定例会で最初の質問をしたわけです。それから再三、口頭でも二、三回話をしてきたわけです。そこにおいて何の対策もなく、一般質問通告書締め切りの今月3日にこの現場を見てきて、何の対策も施されていない。ということで急遽この質問を出すことを決めて出したわけです。きのう見に行ったら、早速看板が立てられておりました。なぜ、この8年間もこういう看板を2つ立てるのができなかったのか。本当に何と申さうでしょうか、あきれて物が言えない。職員の怠慢なのか、その辺は指摘しておきたいと思ひます。

それで村長の答弁では、今後草刈りとか…、この草刈りは定期的にやっておりました。私もこの現場は通っておりますのでよく見ております。しかし、この現場を見ると、この状況というのは、道路の土盤の沈下なのか、あるいはのり面の亀裂でこういった段差が出ているのか、その辺の調査はぜひやって

もらいたいと思います。ちなみにそばの側溝を見ますと、側溝も道路と離れているわけです。ということは、この一帯の側溝に対して亀裂は全然見受けられません。ということは、道路のこちらだけの問題なのか、その辺、のり面との関連を調べてほしいと思っております。

あと農業用水について、これも3回目ですが、最初の質問、平成22年の定例会で質問したら、24年か25年ごろ、大保ダムからの取水口、1つは村の専用ということで確保しているということで、早速、設備をしてもらって大変感謝しております。しかし、そこはやっぱり当時、25年で質問したときにはこっちはのり面等の崩落等があって、これは進入、入ることができないと。そういう不便をこうむることもあるということで、国道側まで延長できないということであったんですが、やはり予算の検討をしながらということで検討するということがあったんですが、いまだにこういうあれも見受けられません。私が言いたいのは、せっかくできたのにあそこでいいんじゃないかと思うんですが、そこは普通河川が2級河川で県の管理で、そこも取水施設はできたんだが、長らくほったらかしていたわけです。これは県との普通河川からの取水の許可がなくておこなっている。県の許可がなければ取水もできないわけです。そしてやっと許可がおりて、約1年ぐらい後からしか取水できるようにしかになっておりません。

そこで、最初に言った利便性というのは、いつ何時この地域は崩れるおそれがあります。誰が見ても、皆さんは現場を見ていると思いますので崩れるおそれがあります。そのときはまた入れないとした場合に、道路もあるし、こっちは普通河川だし、県の許可も得なければ入れないこともあり得るわけです。

それとあと1点は、特にことしみたいに空梅雨、干ばつになった場合に、きょうの新聞を見るとダムの貯水率が全体で45%と。こういった場合、断水に置かれた場合には、ここから取水口を制限されることはあるのか。前回、平成25年度に答弁された取水口は大宜味村のものでした。そこは断水と関係なくいつでもとれるのか、その辺を確認したいんですが、お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） まず最初に、亀裂の入った村農道についての件ですが、これは調査費用がどのくらいかかるのか、今のところわかっていない状況でありますので、ぜひこれをコンサルタントに投げかけて、調査をするにはどのぐらいの予算計上が必要なのか、あるいは工事した場合はどうなるかということも、ある程度、予算のほうとも調整しながらやっていきたいと思っております。

それから農業用水の給水施設については、昨年からですが、村内の旧簡易水道といいたいでしょうか、村内にあります水道を活用して、そこに立ち上げて農家が農業用水を取水できるように仕組みづくりをしたいということで、私のそういう思いで産業振興課のほうには指示をして、どういうところができるか、ちょっと調査してくれないかということでお願いしているところです。できるんでしたら、ことしいっぱいでは何とか一般財源になると思いますけれども、その辺は推進していきたいと思っております。

それから今、断水の話がありましたが、ダムからの給水口をつくっている部分については、村の既得用水という量があるものですから、恐らく断水になってもとれないということはある程度あることだと思います。村の権限を持っているので、既得用水という権限がありますので、それで十分活用はできると思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 先ほど聞くのを忘れたんですが、1問目に村長からの答弁で大変、現在、ダチガーで使用されているあれは、これも私も前からどうにか利用できないかと考えておりましたので、その辺が活用できれば、それをぜひ今のダムからのものが当分だめであれば、そういったものも活用すれ

ばいいかと思っております。

それでこの亀裂の問題に関して、農道は、村としても農道の管理、これは村道もあるし、農道と村道管理とはどういうふうに区別、管理の仕方が変わるのか。これは農道の管理ということで役場もあると思いますが、その管理義務ということがあって、そこには定期的には農道を巡視し、危険箇所の発見並びに損壊箇所の復旧に努めることということで、この第5条にもうたわれているわけです。そこで隣のフガミ橋の改修工事も行われているわけですが、そこでもこれは目的が、これは地域、交通の安全確保と利便性の向上を図ることを目的に実施するということでありますし、農道も地域の交通の確保をする全く同じようなことだと思しますので、これをなぜ指摘するかというと、これは例えば、この8年間、何の事故もなかったんですが、もし万が一、そこに村民が巻き込まれた場合にはどうなったのか。これは村の管理の落ち度ということで、大変異常な出費が出るわけです、補償問題で。そこで注意事項を表示しているのとやっていないのとで、この補償問題も違ってくると思います。この8年間、何の施しもしなかった。そこだけは大変強く言いたいと思います。

これは、もうこっちまでは言いたくないんですが、これは地方公務員法にもあるサービスの宣誓、第31条に基づき、職員のサービスの宣誓に関する条例も制定しているわけですから、いろんなこの宣誓書を見るとちゃんと書かれているわけです。こういうふうに私は地方自治の公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いますということで、採用された場合にはこういった宣誓書が出されているわけです。そこをきちんと、言っても何もしない。ということは、私は職員の怠慢にしか見ていないんですけれども、本当に8年間何もしてこなかったということに対しては、大変残念に思います。もし、そのとき何か大きな崩落事故があって、村民が巻き込まれていたらと思うと、また村は何億円という出費も、無駄な出費も出ていたかもしれませんし、その辺をきちんと、巡回しながらでもいいから、やっぱり危険箇所については注意を促すようなこういった表示を、ちゃんと看板も立てて、前もって知らしめることも大事だと思いますので、今後、その辺も踏まえて、これからの農道、村道の管理については、大変村民に負担を及ぼすことがないようにお願いしたいと思います。

それから農業用水も、水問題というのはやっぱり、もう前から言っているんですけども、農業は水がないとどうしてもできない。これはみんなが思っていることでありますので、ぜひ水が変える農業、水が広がる夢、水で始まるチャレンジ、水がつくる未来ということで農業が、農業に対して、水でみんなが農家を相当盛り上がっているような話を聞いておりますということで、平成25年の質問ではこういうことで私は言っております。いかに水が大切かということ、農業に対しては労力の省略もできるし、その分、肥培管理に相当時間を費やして、所得アップも図れると思いますので、その辺は今後もぜひ検討して、農業が潤うような村にしてほしいと思いますので、取水施設の件もまたこれからもよろしく願いしたいと思ひまして、この質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 職員に対する指摘等もあったんですが、三位一体後、92名余りの職員から、現在75名ぐらいの職員がいるんですが、それだけ削られた少ない人数の職員の中で職員は一所懸命していると思います。そういうことは御理解いただきたいと思います。それでも追いつかないものもあって、やはり事業によっては優先順位等もつけながらやっているところです。

農道等については、設置する場合、受益者も負担しましょうということ、そのあたりの約束をして整

備してくるわけです。そういうこともあって、村行政だけではどうしても追いつかないところもあります。受益者も一緒になってそのあたりは理解して農道整備等をやってもらったら非常にありがたいです。そういうこともあって、今後、職員も一所懸命やりますので、できるものから優先順位をつけながらやっていきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 大変痛いところを突かれたなと思っておりますけれども、実は、各区からそういうふうな村に対して危険な場所があるから何とかやってくれませんかという話が要請、あるいは口頭であります。そのことについて、やはり十分対応できていないというのが現実ではないかというのが私も大変危惧しているところでもあります。ぜひ、村道や農道の危険場所に対する看板の設置等は敏速に進めていきたいと思っております。田嘉里のほうも村道の亀裂があるということを知っておりまして、その辺についても担当課のほうですぐに対応するような形をさせたいと思っております。

それとさっきも言いましたように、農業用水の給水口については、村の各集落の本管が入っている場所を調査して、できるだけ今年度いっぱい給水口の設置ができたらと思っておりますので、またこれは一般財源になってくるものですから、どうぞ議会の皆さんの御理解も得ながら設置を進めていきたいと考えておりますのでひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に世界自然遺産登録への推進について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 世界自然遺産登録への推進について。

5月4日、ユネスコの諮問機関の国際自然保護連合（IUCN）は、政府が世界自然遺産に推薦した奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、推薦書の抜本的な改定を求め登録延期を勧告した。政府が推薦した基準は、生態系と生物多様性の2項目である。IUCNの評価結果によると、生態系について資産の分断等において、生態的な持続可能性に重大な懸念があるため、推薦地は完全性の要件には合わないと指摘している。これまでに環境省から世界自然遺産登録へ向けてどのような説明を受けて調整をしてきたか。

また、17年9月12日にユネスコ世界遺産委員会の諮問機関、国際自然保護連合（IUCN）生態系管理委員会の河村雅美委員は、村長に大宜味村は、世界自然遺産登録のための事業を進めている。やんばるの森の世界自然遺産登録は多くの県民の悲願でもあり、歓迎すべきことである。しかし、環境団体、科学者、学会、市民は、世界自然遺産登録と米軍基地問題との関係についての懸念を示してきたにもかかわらず、環境省は、北部訓練場の存在、高江ヘリパッド問題を回避したままユネスコへの推薦書を提出した沖縄県と3村は、管理計画の策定者となっており、IUCNの基準に堪える保護管理計画を作成しているかどうかの責任が問われる立場でもあることを認識し、世界自然遺産登録に関係する問題のレポートを関係機関に対応に備えていただくために送付していた。

大宜味村、国頭村及び東村は、やんばる3村世界自然遺産推進協議会を立ち上げているが、どのようにしてレポートを活用したのか、今後に生かすのか。さらに登録延期の勧告を受けているが、勧告の具体的な内容の説明と今後どのように対応し、登録に向けて推進していくかを問う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 吉浜議員の質問にお答えします。

今回、世界自然遺産登録推薦とされている地域につきまして、その地域の生物多様性という特性から世界自然遺産の価値を有するものでありますし、そういった環境を保全すべきで、保全しながら地域で活用できる仕組みを整備していくことについて説明を受け調整を進めてきております。

レポートにつきましては、意見としては参考となりますが、対応につきましては、国策との関係もありますので私からのコメントは避けたいと思います。

登録延期の勧告につきましては、報道においてもありますように、登録推薦延期の方針を環境省から説明を受けております。

今後につきましては、勧告を受けて、国の方針として示していただいたことですので、それが世界自然遺産登録への最善の方策として、我々も村民とまた奄美、やんばる、西表の連携強化を図って、協議会の中でこれから話をしていくことになっているところであります。登録に必要な対応を進めていきたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 村長から答弁がありましたけれども…、先ほど質問でしましたけれども、生態系と生物多様性で今回提出して延長勧告となっているんですが、そうしたら何で生態系のものがふさわしくないか。この間、特別委員会でやんばる自然保護官から説明を受けたんですが、生態系については推薦地は評価基準に合致しないと考えることで、国はIUCNと調整して進めていたのではないかと思いますけれども、何でそれが合致しないという形で今回説明もありました。そして、次回については生物多様性で進めていくという感じでやっているんですけど、その説明の中で、Q&Aで北部訓練場があるから延期になったのかということで、北部訓練場として残っている地域については、米軍の管理下にあるが、推薦地に対する実質的な緩衝地帯として機能し、景観の連続性や重要性の生息に貢献していると評価されている。このため問題視されなかったということだったんですけども、委員の中から勧告書にその理由は明記されているかと聞いたらされてはいないと。自分たちが解釈しているということでは、先ほどの村長の答弁にも、何で国は生態系の件で進めていたけど、生態系はIUCNから推薦地には評価基準には合致しないということで取り下げているわけですから、今回についても生物多様性で進めていくということでは、このIUCNの評価結果の概要についてはネットで見られるけれども、英語版でやっているそうです。日本語訳でやっているものはもらえないのかといたら、これは環境省は内部のものだということで、なかなかきちんと公表してくれません。先ほど村長が言ったものについても何でこの初回に生態系のもを含めてやったのにも当てが外れているし、また次回も同じくそういうふうになっていくんじゃないかという懸念もあります。それと先ほど河村雅美委員が提言したのもどういうふうに話をされたか、また活用するかというものは、この件は、そのレポートの中によると、IUCN勧告ということで2000年と2004年にも問題視して国に上げられているんです。それを無視した形でやられているものですから、また今後も同じようなことになるんじゃないかと。再度、河村雅美さんが言っている、この提言した件の取り扱いについてもお聞きしたいと思います。

○ 議長(平良嗣男) 吉浜覚議員、この間の特別委員会で環境省を呼んでその件についていろんな意見を聞いてやってきたと思うんです。その中で、今行政のほうが答弁する、答えるというのはどうなの

かと思うのだが、その辺をもっと確認してやったほうがいいと思いますが、よろしくお願いします。村長。

○ 村長（宮城功光） 本当に、ほかの専門家のそういう答弁を行政に、今議長からあったように答弁をしてほしいということであるんですが、なかなかそれについてはコメントが難しいんじゃないかと私は思っております。それで、今私が最後に言った、奄美、やんばる、西表の協議会がこれからあるんです。具体的な環境省からのこの中身についての説明は、細かい中身までは説明されていなくて、来る27日に奄美大島で地域協議会がありまして、その中で具体的な勧告の内容の、内容といましようか、その辺についても説明があるものだと思っているし、また今後の環境省の考えも、その協議会の中で示されてくるものだと思っております。そういうものを踏まえて、この協議会でどうしていくかということで、恐らくその27日の会議でほぼ方向が決まってくるのかなというふうに思っておりますので、それ以上の答弁はちょっと難しいんじゃないかと思っておりますので、以上で答弁とさせていただきますと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長から2回ほど答弁を受けたんですが、こちらから指摘しているものに的を射ていないような感じがします。平行線だというふうに感じているんですけども、今回、世界遺産登録に障害になったのは北部訓練場の問題がかなりあって、それが担保とれなくて問題になっているんですけども、また環境省がこの間説明したものについては、北部訓練場があったから自然が守れた面もあると、私もその辺は認識しております。その辺は、この北部訓練場で自然が脅かされていないところ、使われていなかったところが今返されているんですけども、そしてその使われていなかったところに新たなヘリパッド基地ができて、その辺が問題だと、自然が脅かされていると。そしてノグチゲラの営巣の問題も影響出ております。それから最近の新聞に出ておりますヤンバルホオヒゲコウモリ、このコウモリは20年ぶりぐらいに発見されたということで話題になっておりますが、このノグチゲラとかヤンバルホオヒゲコウモリは音信で交信すると。オスプレイみたいなあんな音を出す、また熱を出す、災害、そういうふうな被害を環境にもたらすものがそこで訓練しているということはかなり脅かして、生態系にも生物多様性にも影響を与えられると思っております。それが絶滅に期するんじゃないかというふうに専門家たちが言われていて、この問題も実際出てくるわけだから、本当に北部訓練場がこのやんばる自然遺産と相容れないということを村長はやっぱり地域の代表として、きちんと表明してもらいたいと思います。それは環境省と調整してきて勧告を受けているわけですから、村長が見て、感じて、県民の水がめの問題もあるものですから、その辺を特に強調して協議会に臨んでいただきたいと思っております。以上で私はこれで終わりますので、最後に答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） もう十分吉浜委員は知っていると思うんですけども、この返還地は国頭村、東村も国立公園に指定していくんだという方針をしっかりとしているんです。それを大宜味村長が好ましくないというコメントはできないんじゃないかと思っております。

（「今、返還地の問題じゃなくて、北部訓練場全体の問題の話をしております」）
と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 以上で世界自然遺産登録への推進についての質問を終わります。

次に医療費の充実について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 医療費の充実について。

村は、これまでに介護予防や対策の必要性を訴え、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する資料も示していた。また、県内市町村別ひとり当たり医療費（平成27年度国民健康保険事業年報）によると県平均29万8,160円、1位国頭村35万8,122円、3位大宜味村35万298円と説明している。村民の健康維持に必要な診察を行い、これまでに地域医療を支えてきた村立診療所では、久しぶりに医師住宅に医師が住むことにより、時間外でも安心して往診、看取り、警察の嘱託医による検死ができるのではと期待されているが、医療予防等をどのような取り組みで医療費高騰の抑制、医療費や他職種との協働関係の連携をしていくのか。

こども医療費無料化が叫ばれている昨今、支払い方法に煩わしさがあり、問題となっているこども医療費窓口無料化の導入方針に県や6月2日の沖縄タイムスの調べによると、既に実施している自治体もあり、県は「自治体間で差がないように10月スタート時に多くの市町村に参加してもらいたい」と、早期導入を呼びかけている。しかし、ほとんどの自治体が10月から実施予定と示されている最中、本村は「周辺市町村の動向を見ながら検討したい」と示され、村民に不信感を与えている。県の早期導入呼びかけどおり実施ができないか伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員の質問にお答えいたします。

1点目の医療費高騰抑制や他職種との協働関係の連携についてですが、医療費抑制については、特定保健指導や健康教育を強化し、心疾患・脳血管疾患・腎不全等の重症化予防を行っていき、医療費の抑制に努めていきます。また、他職種との協働関係の連携については、健康づくり推進協議会や地域ケア会議等を活用し、行政、診療所、薬局、地域包括センター、社会福祉協議会、介護福祉施設と連携していきたいと考えております。

2点目のこども医療費無償化の導入時期については、9月議会において、システム改修費用の補正と関係条例の整備を提案し、年明け1月をめどに実施をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村の医療費予防をどのように取り組むか、医療費高騰の抑制や医療費の他職種との関係の連携をしていくのかについて説明がありましたけれども、医者も保健師とか多種多様と連携していくということをされておりますけれども、例えば保健センターがある市町村においては、また村立診療所を構えていて、近隣にある施設ではそれぞれ医者に見てもらって保健指導がある場合はそこに外向いて指導を受けている。その逆の場合もあるわけですから、それが非常に連携しております。私も3月議会でいろいろ村立の診療所の件でも話しましたがけれども、村立診療所は村民のために設置しているんだと。それで今予想されるのが国頭からの送迎があるんじゃないかということで、私も村立の診療所にいたら国頭からたくさんの人が送迎バスからおりて診察を受けられたようです。そしてその診療所の中でかなり殺到していて、その患者からすごい数だなと。やっぱり今までの経過を見ると、2つの診療所が1つになっていて、約倍ぐらいの患者が来ているんじゃないかと。それで本当にきちんと診察が十分、ほかの連携をとれるような形ができるのか。村民にはこんな殺到していいのかという苦情もあります。そういうことでやっぱり改めるべきじゃないかと、村の条例どおり、村民を見るという形で、さっき言った予防介護とかそういうものを積極的にやっていくべきだと思います。その件もよろしくお願ひします。

それでこども医療費の窓口無料化の件ですが、1月に実施したいと。この件は前にも私話しているんですけども、前倒しでやってほしいということを申し上げていたんですが、何でほかの市町村と比べておこなっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、質問の中で、患者さんが倍になって、患者さんが文句を言っているという話がありましたが、これは本当に患者さんが文句を言うのか、非常に疑問に思うわけです。先生がいいから患者さんというのはそこに集まってくるわけです。そういうこととちょっとはき違えた形で、患者さんが待たされ過ぎて苦情をする。それが嫌だったらほかの病院に行けるじゃないですかというふうな思いです、私から言わすと。正直言って、先生は本当に親身になって村民のそういう患者さんのことも考え、これまでかかわってきた国頭の患者のほうも気持ちよく受け入れてやっているわけです。私も最近よく診療所に回りますが、本当によかったという声しか聞こえないです、苦情は全く聞こえない状況です。薬局にも顔を出すんですが、薬局のほうも何とか運営ができるような状態が続いていますということを常に私のほうに声かけしてくれております。そういう意味では、私は今回の措置は非常によかったのかなと思っております。

それから前倒しでやってほしいと、他の市町村よりはおこなっているとかどうのこうのということ。以前に、我々はやっぱり条例とかそういうものを見直さないと実施できないというのがあるので、それを今、私が答弁した9月議会に条例の改正とかそういうものを進めて、できたら1月から進めていきたいというのが村の方針でありますので、その辺、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 前回も村立診療所の件では、村民の健康を見るという形で、もちろん医師の応召義務というのがありますが、何で村立診療所が他市町村まで送迎するのかという指摘と、それから苦情の件は聞いていないという形でしたが、私、現に行ったときに聞きました。そしてまた医療施行規則第19条に、医療法に基づく人員配置の標準についてということで、外来は患者40名に対して1人だと。そして人員配置基準、第1回医療施設体系のあり方に関する検討会、医療法人における人員配置の考え方、適正な医療を実施するためには一定水準以上の人員を確保することから、医療法では、病院及び療養病床を有する診療所において有するべき人員の標準が示されています。注意点1、人員配置基準を満たさない場合であっても、患者の傷病の程度、医療従事者間の連携等により、望ましい一定の医療水準を確保することが十分可能な場合もあるため、最低基準ではなく、標準とされています。そして注意の2番には、標準であっても、標準数を満たさない（標欠）医療機関は医療法に反することになるとなっております。やっぱり適正というのがあって、40名ぐらいが適正ですと。それから前は薬局がいろいろ持たないといったのは、助成金とかあって、ある程度、診療所は運営できるけど、当時20名ぐらいで薬局が持たないという感じになっていたものですから、もし倍来ているのであれば、半分の時間しか診療は見れないということになりますので、その辺はある程度基準がありますので、この基準をオーバーしてまでも国頭から送迎をしなければいけないのかと。私が行ったときには腰掛けも通常の腰掛けじゃなくて、別の腰掛けを持ってきていたけれども座れないという状況もありました。それぐらい混んでいます。村長が言ったように人気があるからということでやっているんですけども。だから私は適正な中できちんと他職種との連携をとりながら医療費軽減に持って行っていただきたい。

それからこども医療費窓口無料化の件について、9月で補正して、1月から実施したいと。それから

県が呼びかけているのは早期実現、10月に自治体間で差がないように10月のスタート時に多くの市町村に参加してもらいたいと。何で10月スタートができなかったかということをお聞きしたのであって、その件をまたお答えをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 非常に病院設置の人員の配置の件まで指摘していただきましてありがとうございます。しっかりと調査して、診療所のほうとも調整をしていきたいと思っております。

それから現物支給を実施した場合、自動償還に比べて30%程度、医療費が増加すると試算が出ており、先ほどの質問で議員指摘の医療費高騰の抑制と相反する部分があり、他市町村の動向を見ながら対象範囲を決定していく考えであったため未定となっているわけでありますので、この辺をぜひ理解していただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長からこども医療費の窓口無料化の件、国頭村が10月実施であります。高校生まで入院、通院無料だということで、非常に好条件のものが近隣市町村にあります。やっぱりおられて、そういう事例が近隣市町村にあるし、また東村は少しあれですけども、東村は前から歯については窓口無料化をしていたので、その辺のいい点をとって一日も早い実施をお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で医療費の充実についての質問を終わります。
休憩します。

(午前11時15分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○ 議長（平良嗣男） 次にシークワサーの振興について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） シークワサーの振興について。

村長は、選挙公約で村内のシークワサー生産量は潜在的に3,000から4,000トンの生産が可能なおことから次のような施策を推進する。①村内の全量を加工できるように現在の加工施設の増設や新たな加工施設の設置を図る。②生産、流通、加工等にかかわる人材の育成を図る。③生産、流通、加工業者、行政間の信頼関係を構築し、集荷の一元化、価格の安定を図ると、行動する村政！シークワサー安定生産の支援等を掲げて、村民の大きな期待を寄せて就任して4年目になる。

しかし、今年度の施策方針で「シークワサーにつきましては、青切・フルーツ用出荷に対応できるよう品質の向上、栽培技術の普及と販売促進をしてまいります」との表明や、以前の村シークワサー協議会の総会はシークワサー農家等約300名が結集していたが、最近では役員のみでの総会になっている。村長は、みずから公約に背き、農家の期待を裏切るものである。

村長が選挙公約したシークワサー産地振興について、農家が安心して納得のできる安定生産に向けての具体的な施策を伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) ありがとうございます。9回目の同じ質問だと思います。答弁も同じようになるかと思いますが、お答えいたします。

シークワサー振興については、就任以来、生産、消費、流通、加工等関係機関に対し促進するとともに、村としても推進をしてきました。おかげで消費も伸びていると思います。

集荷の一元化については、現在、農家と加工業者との個人契約やJAとの契約等のために一元化は厳しい状況にあります。

今後のシークワサー産地振興については、大宜味産シークワサーのブランド製品開発を促進するとともに、県内外における消費拡大を図っていきたくと思っています。

今、関係機関には大宜味村産のシークワサーを活用したサプリメントやいろいろと製品開発が進んでいる状況であります。近いうち…、近いうちといっても来月ですが、シークワサーをピーアールするために村内の企業、ケレスさんのシークワサーを使った製品づくりが多数、最近できてきたおかげで、ピーアール活動として撮影の計画が今なされているところであります。そういう面から大宜味村産シークワサーのブランド製品ができてくるものと確信をしているところであります。

本当に農家も、確かに役場、産業振興課に昨年までは消費できないということで苦情が多々あったようでもありますけれども、この平成29年度はそんなに苦情がなくて、順調に消費できているのかなど。しかしながら、まだ高齢化と収穫のできないシークワサーがいっぱいあって、なかなか消費できない部分もあります。これがもっともっと大宜味産としてのブランド化ができてくると、ほとんどのシークワサーが消費できるものと確信をし、これからさらに頑張って消費拡大に図っていきたくと思っています。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 村長の公約である一元化は、それぞれ農家と加工業者が契約しているので一元化は厳しいと。それからシークワサー消費も伸びているという話もあって、さらに苦情も少なくなっていると。そして今一番、この問題ですが、私が注視しているこの3年間、シークワサー協議会、この通告書にもあるように、以前は広報にも載せて、農家の人たちが参加していろいろ話し合いをする場を設けていたわけです。そして今、苦情が少ないというのはそういうふうな会を設けていないということもあって、諦め感も出てきているのかなということもあります。しかし、中にはそれを期待して、ずっと出荷できないままどうしたらいいかと悩んでいる方もいます。そこに問題があると思うんです。前に、去年農協の出荷説明会のときには約200名の方が集まって、ずっと受付が、本当は1時間ぐらい受付でやりながら会は進められていたと思います。その中で農協も買った分だけみんな捌き切れていないような状況の中で、じゃあどう調整するかというのは前にも話をしたんですけども、パートナー契約を100%やっていた人も切って3分の2、新規でやっていない人を3分の1でやって調整して、さらに伸びれば今度検討するという形で、農協は農協だけに振られても困ると。だから加工業者も生産者も行政も関係者が一堂になって集まって話をしていくというのがいかに大切かと。村長が言っている苦情が少なくなっているというのは、そういう機会も設けていないし、また苦情、提言とかそういうものを受けていこうという姿勢が私には見えてきません。

また5次計画の中で、時代に対応可能な農業の展開ということで、シークワサーについては青切り、フルーツ用に出荷対応できるように品質の向上や生産安定に向けて村シークワサー協議会によるピー

アール活動や栽培講習会のように、県内外への認知度向上、農家の技術向上を目指す、さらにほかのものももうたわれているんですけども、やっぱり一堂に集まって、どういうふうを考えているか。農協もやっているわけだから、そのためにシークワサー協議会はみんなで頑張っていこうという姿勢ですので、私は村長が言っているように9回も質問しているんですけども、3年連続20名ぐらいの集まりで今総会を持っているんだということで、それでこのシークワサーの総会のときに割とテーマを設けて、これからこうやっていくんだというイメージの講演会もやって進めてきたわけですから、村長が今私に答弁したこと、農民に向かってみんな集まってくれと、それをきちんと具体的にどういうふうに進めていくかをやるべきで、また予定している加工業者も声かけながら、また現に加工業者も、大宜味村にできています業者もあります。そこが大宜味村のものをほとんど使えば、かなり解消できますので、外に売る運動の展開も必要だけれども、内部にいる、また予定している加工場もありますので、その辺も積極的に入れて今後進めるようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員が毎回同じようなことだけ言っているから、こっちもある程度の形しか答えることはできませんけれども、正直言って、全くそういう対応をしていないということではなくて、今私ども北部シークワサー消費協議会というのもあって、また県のほうも消費協議会があります。大宜味村の加工場、あるいは農家、全部この会に入っていて、年に1回持ち回りで総会を持っているんですけども、出荷式も毎回持ち回りでやっていて、消費運動も、農家も一緒になって今進めているところです。そういう意味では、やはり村内だけのシークワサー振興ではなくて、北部全体あるいは県内のそういうシークワサー生産者部会とも協力して、今、消費運動を強く進めているところです。消費ができると農家もつくる意欲が出てくるので、その辺については私は十分できているんじゃないかと思っております。

以前は300名の農家を集めてシークワサー協議会をやったという話であります。私になってから役員会というか、そういう状況になっているというふうなちょっと批判なのかなと思ったりするんですけども、その辺について、私は今の体制でも十分、消費拡大をしていく中では、農家にもある程度説明をしながらやっているの、十分その方針でいいのかなという思いを私はしているところです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今まで村長はシークワサー協議会の総会は役員でやっているということで、私が指摘していて検討するということでしたが、きょう役員会で十分だというふうに言われました。私はとんでもないと思っています。それから今、村内に農協とは、農協は北部一円と考えてよろしいかと思えます。村内に加工場があるわけだから、加工場の皆さんもきちんこのシークワサーの構成員に入ってもらって、それぞれの問題、大宜味ブランドをつくりたいということですので、大宜味のものを買ってもらえれば、使ってもらえれば非常にいくわけです。そしてこの加工、消費組合というのは全体でやっているけれども、これは県全体とか北部全体の問題であって、大宜味村内にも同じようにあるわけだから、何で北部ではそこに入っているんだけど、大宜味では入っていないかという問題があるわけだから、その辺も精査して、きちんと全体で集まれる総会を再度やっていただきたいと要望して、私の質問は終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午前11時34分)

平成30年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成30年6月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年6月12日 午前10時00分)

散 会 (平成30年6月12日 午前10時35分)

2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼 子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第26号	平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について	質疑 委員会付託
2	議案 第27号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
3	議案 第28号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
4	議案 第29号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
5	議案 第30号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第26号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第26号は、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎議案第27号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第27号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第28号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） 議案第28号について質疑を行いたいと思います。

6款1項9目11節の加工施設蒸気配管修繕費ということで665万8,000円が組み込まれているんですが、この修繕に関しては、老朽化による修繕費なのか、この内容について1点はお伺いしたいと思います。

そしてこの665万8,000円の内訳として、これは中山間ふるさと基金から取り崩しで553万1,000円ありますが、実際、中山間基金ですね、先ほど「ふるさと」が入っておりましたが、これは間違いではありません。中山間基金の残額が事業分と加工施設使用料分を合わせて750万9,000円あるわけですが、この加工施設使用料で使われる分が285万6,000円なんですね、これは5月末の残高が。そこに553万1,000円という金額は267万5,000円ぐらいオーバーしているんですけども、その金額についての内訳をお願いしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

ボイラーから各末端の機械の間の配管が耐用年数過ぎているということと、それと管内の腐食が激し

くて、部分部分亀裂等もありまして、そこから粉じんが飛び出るような状況があつて、そういった粉じんが食品に混ざり込む事態等も発生しているために、そのために今回修繕を行います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） それでは中山間基金の件についてお答えします。

中山間基金の積み立ては、加工施設の使用料、年間約270万円ほど毎年積み立てを行っておりまして、たしか平成29年度末残高は270万円ほどですが、平成30年度の使用料の積み立て分を含めた形で今回取り崩しを考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは平成30年度分もと言っていますけれども、年間、これは平成22年度ぐらいの協定書で、最近のものをちょっと見たんですが、使用料としては267万2,000円ですか。であっても、ちょっと不足しがちなんですが、その辺の扱いなんですが、もう少し。この内訳を見ると国、県の支出金というのが1万6,000円ぐらい入っているんですが、これはどういった内容のものであるか。それと一番問題、金額は余りあれなんですが、この施設の管理の方法、その辺をちょっとお伺いしたいと思うんですが、これは先ほどから不足、老朽化なのかということでも聞いたんですが、この施設には何千万円という金がかかっているわけですが、つぎ込んでいるんです。いつまでこういう状態を続けるのか、はっきり申しまして、指定管理から賃貸に変えることはできないのか。それが一番言いたいのが目的なんです。これは管理運営に関する条例とか、規則を見ると、例えばこの管理者から老朽化であれば、これは村がやらなければいけないんだが、例えばこの管理者が誤って壊したりしますよね。そういった場合は、この施設に関して管理者の条例とかその中で見ると、それは業者がやるべきじゃないかとうたわれておりますので、その辺はきちんと調査するなり、やられているのか。

それと毎年6月にはこの実績の報告と年間の行事計画を提出するようになっているわけですね、この運営の条例から見ると。これはきちんとされているのか。それをお伺いしたいんですが、今2点ほどですね。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 今、国県支出金のほうで1万6,000円とありますが、こちらについてはミカンコミバエの地上防除委託金ということで県のほうから1万6,000円入っていますので、そちらを充当しておりまして、こちらについては今回の修繕とは全く関係ない部分での歳入となっております。修繕費が665万8,000円に対して、基金の取り崩しが553万1,000円ということで、残りの差額については一般財源での取り扱いになっております。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 毎年の実績報告と事業計画ということですが、今のところ書面でもって出されていない状況で。実績については、毎年度聞き取り調査等、また報告がありますので、そこら辺で受けて処理している状況です。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） さっき指定管理のほうも質疑があつたんですが、町内でもそのあたりは今のままの状況ではいけないだろうということも含めて検討はしております。そのあたりは総合事務局と調整しながらやっていますが、機械が全て耐用年数が近づくということで修繕費がかさむということは予定されています。それで賃貸工場と同じように建物を賃貸して、機械は工場に入る業者によって運

営できないのかという、そのあたりを含めて検討をしているところです。ただ、まだ総合事務局との調整等も残っていますので、そのあたりを含めて財源がかさまないようにやっていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、答弁によって、だからこの運営の状況報告もされたということですが、規則、条例を見ると、これは村長に報告する。ただ、様式第1号というのも、様式もちゃんと準備されているわけですが、これは全くされていないということでもありますので、その辺の管理も徹底して、もしこれいろんな条件に合わせて解約のあれもうたわれているのがあるんです。これは古くてちょっとあれですが、平成22年度に、最初に石垣島サプライとの委託契約と協定書に関するものを持っているんですけれども、これは現在と変わっているのかわからないんですけれども、同じだと思うんですけれども、会社が同じで。そこにも、協定書の第5条の第3に自主事業とあるんですが、この自主事業の捉え方が、自主事業とは第9条で規定した指定管理以外の業務で乙が自己の責任と費用において実施する事業のことをいうということなんだが、この9条においては、その1項にシークワサーを主とする特産品の加工販売による地域雇用機会の創出及び農業振興に資する業務。あと2番目に、加工設備の施設、そして設備等の維持管理に関する業務。3番目に、その他甲が必要と認める業務とあるんですが、この1番目の雇用の創出はほとんど村内の方が働いて、これはいいと思うんですが、またこの業務に対して、自分らがこれをやりたいがためにこの施設をふやしたいというのは、この自主事業というふうに、この規定に該当するんじゃないかと思うんです。そこには、この自分らがやりたいということで増設した場合には、そこは自己責任の費用ということもあるわけですから、うたわれているわけだから、私はそういう捉え方をしているんですけれども。それとこの協定書に50万円以上は甲が、村が50万円以下は乙が、改修ですね、修繕についてはやるとあるんですが、これはまさか50万円以下のものをこの会社としては50万円を過ぎれば村がやるでしょうということで、50万円以下ではとどまると思うんですね。これは全くあてにならない情報だとは思いますが、そういった50万円以下の修繕費も実際あったかどうか、自己でやったことがあるかどうか。これは年間267万2,000円の使用料をもらって、これを全てその施設につなげると、このときの備品台帳を見ると至れり尽くせり、パソコンからコピーからテーブル、ミーティングルーム、冷蔵庫、テレビ、テレビ台、こういった備品もみんなすぐ出せるわけですね。これでも240万円余りの備品が補填されているわけでしょう、全部。これは今からの使用も、これはあくまでも平成22年度当初のあれですから、現在も、たまに調べて見るとコピー機の使用料も役場が払っているような状況なんです。こういったものみんな払っても、本当にこれでいいのか。今後ぜひ指定管理から賃貸に変えなければいけないんじゃないかと強く思っているんで、その辺の検討をぜひお願いしたいと思います。この件については、前にも孝議員からも委員会でもいろいろ指摘されておりますので、その辺をもう少し検討して、ぜひ賃貸契約にいけるような方向でやってもらいたいと思いますので、最後に何か一言あれば聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。先ほど副村長からも答弁があったように、本当に機械が、大分耐用年数が過ぎたものもあるし、そういう状況ではこれからどんどん修理が、高額にかかってくるなということで、今、総合事務局のほうとも調整をしてできるだけ今後は賃貸に持っていきたいという方針をもっているんですけれども、どうですかということで、総合事務局のほうとも相談し

ているんですけれども、これについては今のところ村の判断に任せるということになっているようであり、そういう意味では、今回の契約が平成32年の3月末だったと思うんですけれども、その1年前の12月ごろまでには方針をしっかりと決めて、公募もこの12月にはしたいなというふうな思いをしているところでもあります。その辺に向けてしっかりとやって、今度はやっぱりさっきも答弁したように、賃貸工場のような仕組みができないかということを検討しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 同じくシークワサー振興費についてお伺いしたいと思っております。これは予算審査委員会で私は聞こうと思ったんですが、今執行部のほうから答弁がありましたからお伺いしておきたいと思っております。私はこのシークワサー加工施設の形態については、3年ほど前から予算審査委員会でも指摘しているんです、皆さんに。この運営形態について検討していかなければならないなど。この工場ができて、1年くらいしてから既に機械の入れかえとかいろいろあったんです。それも御存じだと思うんです。当初はフランス製を入れるとか言われて、またそれにそぐわないからということで1,000万円以上かけてやりました。トータルすると四、五千万円以上はそこにつぎ込まれているんです。そこで今、副村長、それから村長の答弁がありましたけれども、総合事務局と調整されて村に一任されるようなお話でありますから、これは行財政改革の一貫として、この形態について見直しするのは喫緊の課題だということで捉えて、十分検討していただきたいと思うんですが、その辺の決意のほどをお伺いしておきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっきも答弁したように、この12月までには何とかこの方針をはっきりして、できるだけ村に財政的な負担がかからないような形で、今後は指定管理から賃貸という形にできるだけ持っていきたいという思いをしております。そういうことを12月にはぜひやっておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） カラキ活用推進プロジェクトについてお聞きしたいんですが、予算には賃借料1万8,000円の減ですが、この予算というよりは、私はこのプロジェクトの推進状況を伺いたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 金城勇議員の質疑にお答えします。

カラキプロジェクト、平成28年、29年、30年という形で進んできているわけですが、初年度については主に原木調査を行って、それに基づいて木の中でもいろいろ個性等がありまして、その中でもいい品種を選抜して平成28年、29年と挿し木という形で増殖しています。それと同時にカラギの成分調査等を行って、またそれに基づくと、どういった形での商品化ができるかということは今検討しているところで、今年度については、特にどういったものをつくったらどのような形で売れるかという面を調査していく予定です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 金城 勇議員。

○ 4番（金城 勇） 平成28年度から調査が始まって、優良品種の選抜ですか、そういう作業、それから製品とかは産業まつりあたりでも見かけるんですが、お菓子であったりお茶であったり、将来、ほ

かにもこの成分調査をすることによって薬剤関係で使えるか、一昔ならばカラギ酒とかも先輩方がつくっていたんですが、そういういろんな方向で製品化できる可能性があると思いますので、講演会というか、カラギを宣伝する意味で、村民が理解する上で、また生産者もふえる可能性もありますので、そこら辺はもう少しオープンにして、カラギの可能性というのを村民に知らして、また我々も知りたいですし、また新たな村の特産品になる可能性もありますので、そこら辺情報をもっと発信していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど金城議員が質疑されたカラキ活用プロジェクトの件ですけれども、商品開発とか可能性の話があったんですが、去年、ことしまででしたか、優良品木の選定、それから増殖を始めていると思うんですけれども、このカラギを増殖する場合、増殖というか、造林する場合、どういうふうに考えているのか、その辺を説明していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 増殖については、優良品種ということで増殖して、今の段階でまだ鉢上げまでいかないような状況です。これが実際、農家等に配布できるのが多分3年ぐらい経過して、ちゃんとポット内というか、そこら辺をできた段階での農家に配布ということを考えています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 予算項目も農業振興費になっているんですけれども、農家に配布という話がありました、やっぱり木ですので、造林事業になっていくのかなと思ったりしておりますが、今、謝名城、喜如嘉からの林道整備も途中でとまっているし、過去にクヌギ造林もありました。しかし、クヌギはシイタケを栽培する原木の圃だというイメージですけれども、シイタケを栽培している方も村内にいないと思います。そう意味でもこの林道との関係、村有地に造林事業を行うのか、ただ農家に配布してこれを展開していくのか、一応その辺、村でも造林事業を進めていくのか、その辺を聞いてみたいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） まず、基本的に農家でもっての栽培ということを考えています。それと造林については、今のところ計画はないんですが、今後、林業部門という考え方で村有地等での造林も検討するべきじゃないかと思っていますので、そこら辺、今のところは具体的な計画はないんですが、今後検討していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、基本的には農家に配布ということでありましたが、また村の造林事業等も検討したいということでしたので、先ほど勇議員が言われたようにカラギプロジェクト、将来に向けての可能性について、先ほど言われた検討するといったこともきちんと周知できるように頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第28号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第29号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第30号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第30号については、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時28分)

- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時34分)

◎諸般の報告

- 議長(平良嗣男) これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時35分)

平成30年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成30年6月13日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成30年6月13日 午前11時08分)

閉 会 (平成30年6月13日 午前11時32分)

2. 出席議員 (7名)

1 番議員 大 城 佐 一

3 番議員 仲井間 宗 利

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 東 武 久

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (2名)

2 番議員 新 城 一 智

4 番議員 金 城 勇

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 城 武

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 兼
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 城 武

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 山 城 咲 代

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第26号	平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第27号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第28号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第29号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第30号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
6	陳情 第1号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書	委員長報告 質疑～表決
7	意見案 第1号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

(午前11時08分)

◎議案第26号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 9 3 号

平成30年6月13日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第26号	平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について	可 決 全会一致

(大城佐一経済建設常任委員会委員長 登壇)

- 経済建設常任委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、建設環境課長の出席を求め、6月12日午後1時30分予定を2時間50分繰り上げて午前10時40分から審査をいたしました。

議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約について報告します。

本件は、平成30年1月5日に契約した工事についての増額変更契約案件で、変更契約額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に準じ議会の議決を求める案件です。

主な変更要素1点目は、補修工の鋼桁塗装塗替工の施工の変更であります。2点目は、補修工の橋梁主桁下フランジ端部R加工処理の追加工事で、3点目は、腐食環境条件を考慮するため下フランジ及び腹板立ち上げ10センチを、弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗り回数を1回増やして追加工事を行う変

更であります。その主な3点の変更に伴い、増額581万400円になり、変更請負額5,171万400円となっております。

工期の期限は、平成30年6月29日となっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 平成29年度フガミ橋橋梁補修工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 9 4 号

平成30年6月13日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第27号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(吉浜 覚総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(吉浜 覚) ただいま議題となりました議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、住民福祉課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、6月12日午後2時30分予定を3時間35分繰り上げて午前10時55分から審査いたしました。

議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。

本案は、天災その他これに類する災害や、その他特別な事情により、国民健康保険税の納付が困難な方のために、保険税の減免ができるようにするための改正となっており、本改正については、公布の日から施行し、平成30年4月1日からの適用となっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第30号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)、日程第4 議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)及び日程第5 議案第30号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 9 6 号

平成30年 6 月13日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第28号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第29号	平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致
議案第30号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

（大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第28号から議案第30号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、6月13日午前10時からの審査を行いました。

議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び

議案第30号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号から議案第30号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 平成30年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第6 陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 9 5 号

平成30年 6 月13日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 吉 浜 覚

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	平成30年 5月18日	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

(吉浜 覚総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました陳情第1号について、6月12日午後2時30分予定を3時間35分繰り上げて午前10時55分から審査を行った結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第1号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第1号は、採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 全員発議により提出されました意見案第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) それでは提案いたします。

意見案第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年6月13日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 前田 孝 吉浜 寛 大城佐一 安里重和 仲井間宗利

賛成者 東 武久

提案理由 後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入が減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する為。

それでは、意見案を読み上げます。

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書
経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が増えています。

総務省の「平成28年家計調査報告」によれば平均的な高齢者世帯でも毎月約5.5万円不足し、貯金を取り崩す生活であり、「平成28年国民生活基礎調査」によれば「貯金なし」の高齢世帯は15.1%というのが、高齢者の実情です。県民所得が改善されつつあるとはいえ、全国最下位の沖縄県においては、全国平均以上の生活の厳しさがあります。

これは、沖縄戦による甚大な被害とその後27年に及ぶ米国占領のために経済や社会保障制度の整備が大きく立ち遅れた結果でもあります。

昨年12月21日に公表された、経済財政諮問会議「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」では、「医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえつつ、関係審議会等において、検討し結論」を出すことを2018年度末までに求めています。この検討にあたって、財務省などは、後期高齢者の窓口負担を現行の原則1割から2割への引き上げを求めています。

沖縄県保険医協会が取り組んだ「2015年受診実態調査」では、回答した医療機関の8割(全国調査では平均73%)が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、「受診抑制につながる」と回答しています。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。むしろ、必要なのは高額療養費の限

度額引き下げをはじめとする患者負担の軽減を図るべきであり、上記のような高齢者の実情に考慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月13日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上であります。よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第5回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員